

桑名市と桑名商工会議所及び三重労働局との雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、桑名市と桑名商工会議所及び厚生労働省三重労働局（以下「三重労働局」という。）が相互に連携し、桑名市域における雇用・労働環境の改善、就労支援の強化、市内企業の人材確保・成長発展を実現するための雇用対策に関する施策を総合的、効果的に推進することを目的として締結する。

(事業内容)

第2条 桑名市と桑名商工会議所及び三重労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法等を定めた事業計画を策定しなければならない。

(運営協議会の設置等)

第3条 桑名市と桑名商工会議所及び三重労働局は、前条に定める事業計画の策定及び当該事業計画に定めた取組の進捗状況を管理・評価するため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会の設置及び運営について必要な事項は、別途協議して定めるものとする。

(要請等)

第4条 桑名市長と桑名商工会議所会頭及び三重労働局長は、この協定に基づく事業の推進に資するため、必要に応じて相互に要請を行うことができる。

2 桑名市長と桑名商工会議所会頭及び三重労働局長は、前項の要請があったときにおいては、誠実に対応しなければならない。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく事業における、桑名市と桑名商工会議所及び三重労働局が開示する情報については、相互に秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の了承を得ているときは、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、桑名市と桑名商工会議所及び三重労働局において協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があったときにおいても、新たな協定書が締結されるまでの間は、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、桑名市長と桑名商工会議所会頭及び三重労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月4日

桑名市中央町2丁目37番地
桑名市
市長

伊藤 徳宇

桑名市桑栄町1番地1
桑名商工会議所
会頭

中澤 雄哉

津市島崎町327番地2
厚生労働省三重労働局
局長

下角 亘司